相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県南足柄市塚原七四四番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　佐藤登志子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十六日

神奈川県厚木市中町四丁目一四番三号雅光園ビル七〇二号室相模川法律事務所　相続財産管理人　石井　琢磨

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県平塚市豊原町一六五五番地、最後の住所神奈川県平塚市平塚五丁目一三番一五号　被相続人　亡　北村　典彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十六日

神奈川県厚木市中町四丁目一四番三号雅光園ビル七〇二号室相模川法律事務所　相続財産管理人　石井　琢磨

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県長岡市東神田二丁目一一六四番地、最後の住所新潟県長岡市東神田三丁目一番六号　被相続人　亡　五十嵐　彌

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十六日

新潟県長岡市旭町二丁目一番地三　旭町いづみプラザ二階A号室　相続財産管理人　弁護士　佐藤　明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市駿河区手越原二八二番地四、最後の住所静岡市駿河区津島町二番六〇六号　被相続人　亡　森　ふく江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十六日

静岡市葵区浅間町一丁目九番地　相続財産管理人　大塚　範之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県愛知郡東郷町大字春木字白土一番地二一五五、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　箕形　桂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十六日

愛知県名古屋市中区丸の内二―一七―二二丸の内桜通ビル八階　相続財産管理人　弁護士　伴野　友昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県佐伯市本匠大字上津川一二二七番地、最後の住所滋賀県大津市仰木四丁目八番七号塚本ゆか方　被相続人　亡　菅原　花子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十六日

滋賀県甲賀市甲南町耕心一丁目七九〇番地四　相続財産管理人　小早川　勲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市生野区小路一丁目一一四番地、最後の住所大阪府東大阪市大蓮東五丁目一六番二九号　被相続人　亡　本田　貞夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十六日

大阪市北区西天満四丁目一番一五号西天満内藤ビル五〇二号　相続財産管理人　川﨑　壽

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県宇和島市住吉町六一五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　門脇　隆男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十六日

大阪市中央区南船場二丁目二番二―二〇四号　相続財産管理人　足立　雅彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山市西川原五番地、最後の住所岡山市西川原五番地グランコート岡北大橋四〇四号　被相続人　亡　吉崎　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十六日

事務所岡山市北区南方一丁目八番一四号　菊池綜合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　財津　唯行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県萩市大字山田五二六三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　山本シズ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十六日

山口県萩市大字西田町七〇番地　相続財産管理人　弁護士　山口　正之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高知市春野町仁ノ一四三九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　奥村　忠道

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十六日

事務所高知県高知市小津町八番七号　相続財産管理人　門田　作平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県四万十市三里一五一番地、最後の住所高知県四万十市中村本町三丁目八番地　被相続人　亡　吉川八重國

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十六日

高知県四万十市中村一条通一丁目三六番地　相続財産管理人　木村　護

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本市御幸笛田五丁目一六九一番地二、最後の住所熊本市御幸笛田五丁目七番七三号　被相続人　亡　井手上静枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十六日

事務所熊本市水前寺一丁目四番三一号　相続財産管理人　司法書士　小屋松徹彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区本町一丁目二二番地、最後の住所沖縄県那覇市泉崎二丁目二二番地一ファミール泉崎ハーバービュー八〇三　被相続人　亡　砂川　悦章

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十六日

沖縄県那覇市久茂地一丁目八番一九号永山ビル二階A号室　相続財産管理人　髙良　隣榮

無縁墳墓等改葬公告

境内墓地整備のために、無縁墳墓等について改葬することになりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十三年二月十六日

一　墳墓等所在地　東京都大田区西糀谷一―九―三

一　墳墓等の基数及び名称　三基　境内墳墓

一　死亡者の本籍及び氏名　羽田町麹谷　齊藤たか子、本籍及び氏名不詳墓石　二基

一　改葬を行おうとする者　東京都大田区西糀谷一―九―三　妙幸寺　関戸　尭海